

コリント人への手紙第一 7 章 10-24 節「平和を得るための結婚と離婚」

小池 宏明 牧師

今日の箇所は、前回の結婚に関する教えの続きである。

* 信者同士で結婚した場合

パウロは、キリスト者同士で結婚した場合、あるいは、結婚した後で二人ともキリスト者になった場合、離婚してはならないと命じている。(10 節) 主イエス様のご命令に基づく。(マタイ 19 章 6 節) しかし、キリスト者同士であっても、夫婦がいつも円満であるとは限らず、離婚の危機もあるだろう。もし離婚した場合は、互いに別の人と再婚しないでいなさい、とパウロは言う。そうすれば、互いに和解の道も開けてくるだろう。(11 節) このことは、主なる神様の御前で、誓いを立てた重さを自覚してほしいという願いが込められている。

* 信者でない伴侶と結婚した場合

信者と未信者との間で結婚した場合や、結婚した後で配偶者がキリスト信徒になった場合について、主のご命令ではなくパウロ自身の言葉として記されている。未信者の夫や妻と一緒に居ることを承知している場合は離婚してはならない、と言う。(12-13 節) 信者と未信者とは生活スタイルが全く違うので、さまざまな行き違いが起きやすい。それで教会では昔から信仰者同士で結婚するように勧めている。

* 召されたままの状態

17 節から 24 節では「各自が、主なる神様に召されたままの状態であらうように」命じている。当時の状況で割礼を受けていようがまいが、奴隷で有ろうが無かろうが、すべてのキリスト者は、主イエス・キリストに救い出された神の子として生きることが大切だ、と言う。どんな身分や立場であっても救い主イエス・キリストと共に生きることが何よりも大切なことである。

* 平和に生きることが御心

今日の箇所では、さまざまな事例が語られていたが、大切なことは、15 節の最後で「神は、平和を得させようとして、あなたがたを(私たちを)召されたのです。」という箇所である。世界の平和から、各国々の平和、地域社会や、会社や、学校や、家庭の平和を求めること、作り出すことが、主なる神様、救い主イエス・キリストの御心なのである。特に、私たちひとり一人の家庭に平和があるのか、どうなのか、顧みてみたい。もし、平和が無いなら、何が原因なのか思い巡らし、祈り求め、考えよう。主は、私たちに平和をもたらすために、私たちひとり一人をそれぞれの持ち場に召し出された。